

檀原市色彩ガイドライン

檀 原 市

目次

1. ガイドラインの位置づけと目的	1
2. 景観計画のエリア区分	2
3. 景観計画に基づく届出制度	4
3-1. 景観計画に基づく届出対象となる行為	4
3-2. 行為の届出手続きの流れ	5
4. 色彩景観形成のヒント	6
5. 色彩基準の考え方	7
5-1. 色彩を表す尺度（マンセル値）について	7
5-2. 色彩基準の基本的な考え方	8
5-3. 適用除外	8
5-4. 色彩基準	9
6. 一般地区の色彩景観形成	10
6-1. 自然風致保全エリア	10
6-2. 専用住宅地エリア	12
6-3. 田園・住宅地エリア	14
6-4. 沿道市街地エリア	16
6-5. 商業業務地エリア	18
7. 大和三山眺望景観保全地区の色彩景観形成	20
7-1. 周辺景観保全エリア	20
7-2. 遠望景観保全エリア	22
8. 屋外広告物における色彩景観形成	24
9. 公共施設における色彩景観形成	26
参考資料 色彩調査の概要	27

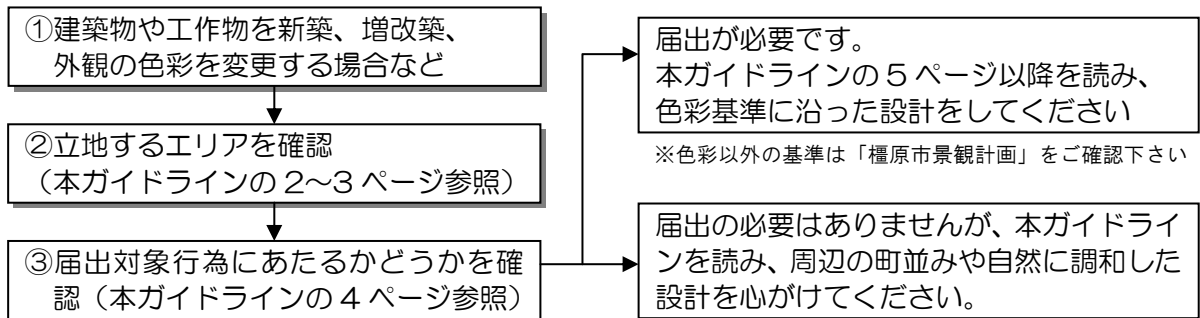
1. ガイドラインの位置づけと目的

(1) 位置づけと目的

橿原市は、藤原宮跡や今井町・八木町の町並みや大和三山や飛鳥川に代表される自然に恵まれた美しい風景を持つ都市です。「橿原の長い歴史を現代に受け継ぐ風景づくり」を基本に、「自然・歴史的環境との調和」と「都市的な魅力の創出」を図り、「受け継がれる都市景観・風景」となる橿原の個性ある景観まちづくりを進めていくため、平成 14 年には「橿原市景観形成ガイドプラン」を策定、また平成 18 年には、「橿原市景観計画」及び「橿原市景観条例」を策定しました。(平成 23 年改正)

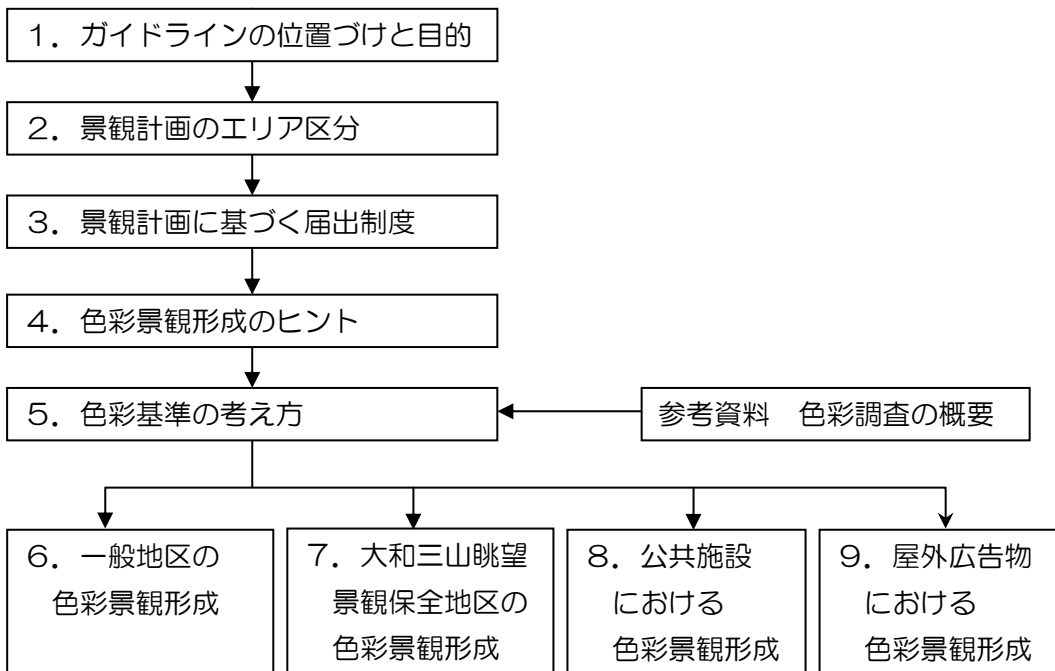
この色彩ガイドラインは、「橿原市景観計画」に位置づけられた色彩に関する基準と各エリアにおける色彩景観形成の考え方について、解説することを目的としています。

また、この色彩ガイドラインの使用方法は、以下のような使われ方を想定しています。



(2) ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は以下のとおりです。



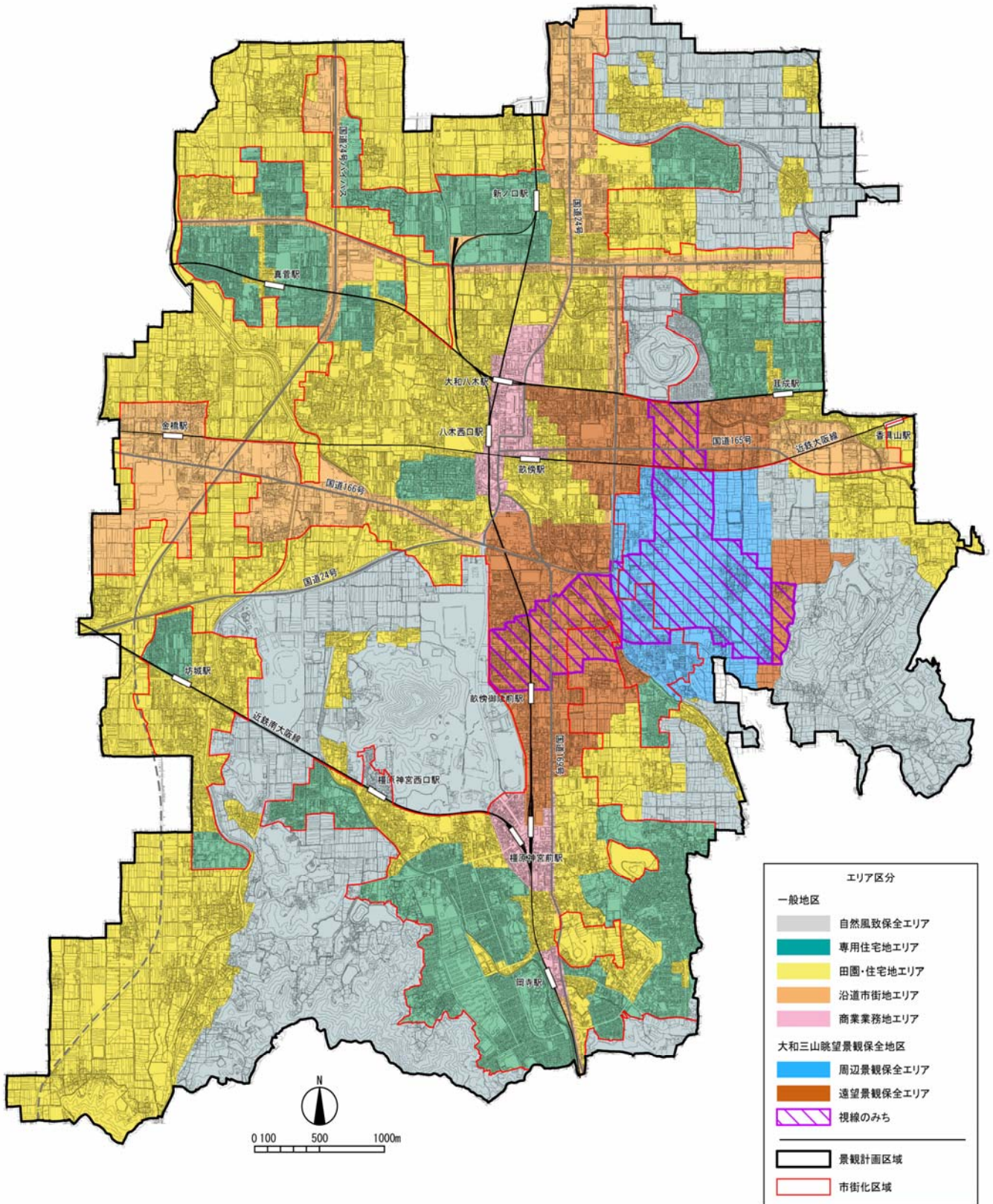
2. 景観計画のエリア区分

「檀原市景観計画」では、檀原市全域を景観計画区域とし、一定規模以上の建築物や工作物を届出の対象とし、形態や色彩等に関する基準を設定しています。

届出の対象や形態や色彩等に関する基準は、市域を景観の特徴に応じて、一般地区の5エリアと大和三山眺望景観保全地区の2エリア、合計7つのエリアに区分した上で、設定しています。具体的なエリアは、下表および次ページの図面のとおりです。

表 檀原市景観計画のエリア区分

エリア区分		主な特徴と対象となる地域
一般地区	(1) 自然風致保全エリア	郊外の田園や丘陵等の自然景観を中心としたエリア <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区（1種～4種） ・風致地区と重複しない歴史的風土保存区域（南山町付近） ・貝吹山景観保全地区 ・市街化調整区域のうち容積率指定が200%未満の地区 （（6）、（7）に該当するエリアを除く）
	(2) 専用住宅地エリア	主に計画的住宅地として開発されたエリア <ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 （（1）、（6）、（7）に該当するエリアを除く）
	(3) 田園・住宅地エリア	田園地帯が市街地化したエリア <ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・近隣商業地域 （以上は幹線道路沿道の指定する部分を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・準工業地域（幹線道路に接しない一部区域） ・市街化調整区域のうち容積率指定が200%以上の地区 （（1）、（6）、（7）に該当するエリアを除く）
	(4) 沿道市街地エリア	幹線道路沿道の商業・工業施設等が立地するエリア <ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・近隣商業地域 （以上のうち、幹線道路沿道の指定する部分） <ul style="list-style-type: none"> ・準住居地域 ・準工業地域（幹線道路に接しない一部区域は除く） ・工業地域 （（6）、（7）に該当するエリアを除く）
	(5) 商業業務地エリア	主要な鉄道駅等を中心とした商業・業務施設が立地するエリア <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域 （（6）、（7）に該当するエリアを除く）
大和三山眺望景観保全地区	(6) 周辺景観保全エリア	藤原宮跡から大和三山への眺望を保全するためのエリア （藤原宮跡の周辺約500m以内） <ul style="list-style-type: none"> ・視点場として指定した歴史的風土特別保存地区（第1種風致地区）の周辺おおむね500mの範囲を基準に設定
	(7) 遠望景観保全エリア	藤原宮跡から大和三山への眺望を保全するためのエリア （藤原宮跡の周辺約500m以遠） <ul style="list-style-type: none"> ・視点場として指定した歴史的風土特別保存地区（第1種風致地区）と三山の頂上を結んだラインの左右30°に囲まれた範囲が最も広くなるように設定
	視線のみち	・（6）、（7）のうち、視点場から大和三山の1/2高さを結んだ範囲



3. 景観計画に基づく届出制度

3-1. 景観計画に基づく届出対象となる行為

景観計画区域内の各エリアにおいて、下表の届出対象行為に該当する場合は、計画段階で事前相談をしていただき、景観法第16条に基づく届出を行う必要があります。

届出対象行為に該当しない場合でも、建設行為等は周辺の景観に影響を及ぼします。「檀原市景観計画」や本ガイドラインをお読みいただき、周辺の町並みや建築物に配慮したデザインにしましょう。

表 届出対象行為

行為	一般地区	大和三山眺望景観保全地区	
		周辺景観保全エリア	遠望景観保全エリア
建築物の新築、増築 ^{※1} 、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ^{※2}	建築面積 500 m ² 以上 又は高さ 10m以上	建築面積 10 m ² 以上	建築面積 500 m ² 以上 又は高さ 10m以上
工作物の新設、増築 ^{※1} 、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ^{※2}	よう壁、木柱・鉄柱・RC柱、煙突など、種類別に高さ、築造面積による届出対象基準を定めています		
開発行為	開発区域 1,000 m ² 以上	開発区域 500 m ² 以上	開発区域 1,000 m ² 以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法施行令第4条第1項第四号）	行為の区域 1,000 m ² 以上	行為の区域 500 m ² 以上	行為の区域 1,000 m ² 以上

※1：増築にあつては、増築後の建築面積、高さ等がこれに該当するもの

※2：外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以上のもの

3-2. 行為の届出手続きの流れ

届出対象行為に対する手続きは概ね以下のような流れで行います。
 ※詳細については、窓口にお問い合わせください。

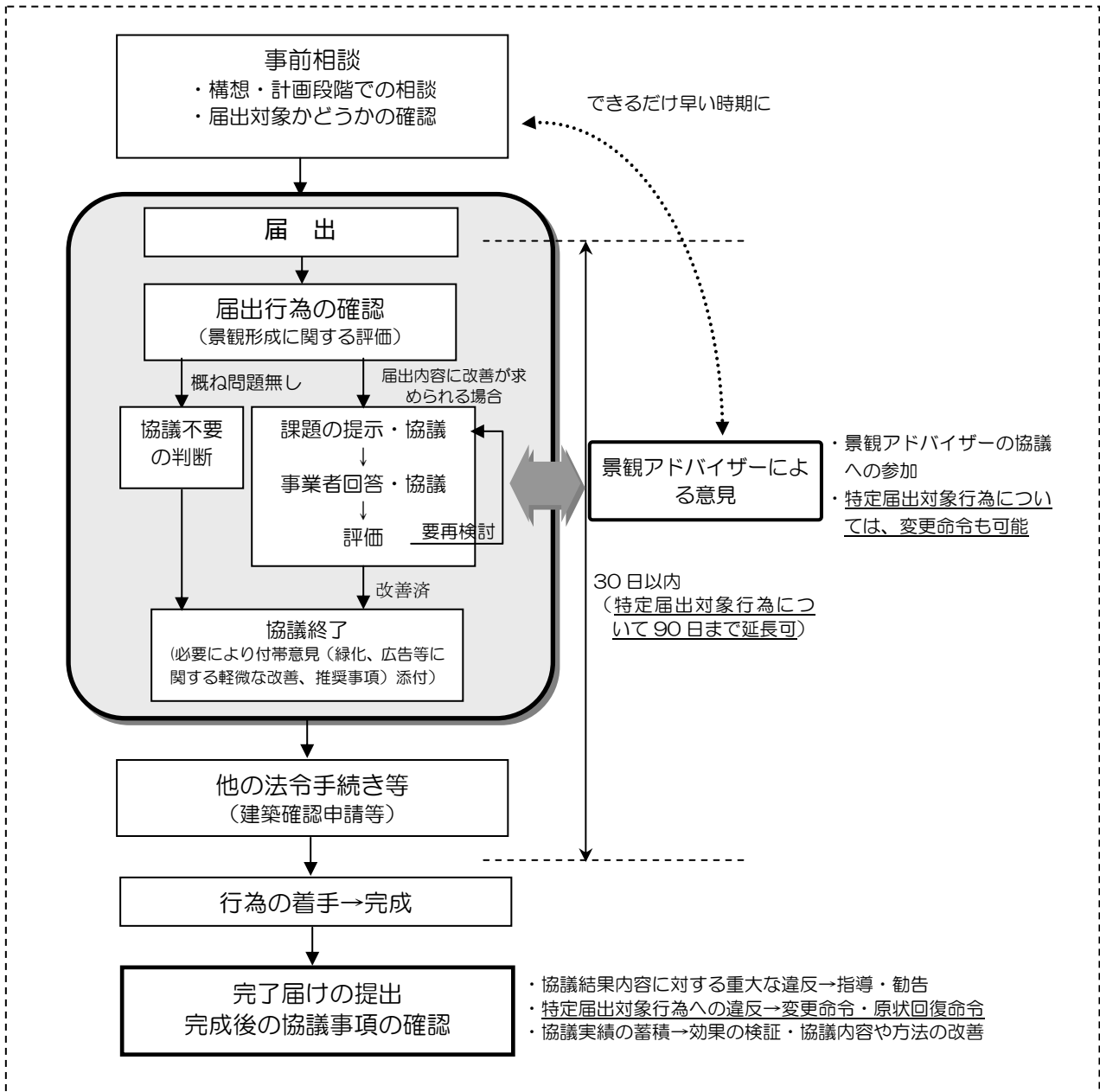


図 行為の届出手続きの流れ

4. 色彩景観形成のヒント

美しく、心地よく感じる色彩景観を守り育てていくために、以下の3つの点に気をつけましょう。

(1) 色彩の秩序を守る

建築物の色彩は、建築物や町並みの印象に大きな影響を及ぼします。また、使われている色の数や面積、色合いによっては、それを見る人に圧迫感や雑然さを与えることがあります。そのため、目立たせるべきものか、控え目にするべきものかを考えて、色彩を決める必要があります。

例えば、遠くからも目につきやすい建築物の中・高層部や屋根は、目立ちすぎないように、彩度を抑えた落ち着いた色のある色彩とすることが望まれます。

一方、交通標識や建築物のアクセントとなる色彩など、遠くからでも目立つ必要がある場合には、高彩度の色彩が用いられますが、その場合には、使用する色の数を少なくし、面積を小さくすると、周辺の色彩の秩序を壊すことなく、効果的なアクセントとなります。

(2) 地域の色彩特性を理解する

様々な色彩が無秩序に並ぶと雑然とした印象になります。逆に、全て同じ色に統一すると整然とはしますが、単調で退屈な印象になります。今井町に見られるような、美しく魅力ある景観は、町並み全体の統一感と個々の建築物の適度な変化により、成立しています。

建築物の色彩を決める際には、その建築物のことだけでなく、周辺の町並みや地域でもよく使われている素材や色彩等をふまえて、色彩を検討することが必要です。

その際、基調となる色彩については、色相や明度、彩度のいずれかを同程度にそろえる方法、三属性すべてをそろえる方法などが考えられます。

本市では、多くの建築物で、YR（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系の暖色系の色相を用いていることを考慮すると、色相を暖色系でそろえて、明度や彩度で変化を出していく方法が、町並みとしての統一感をつくる上で、最も一般的と言えます。

(3) 自然の色彩を活かす

本市には、大和三山をはじめとする豊かな自然景観や田園景観が存在しています。景観形成において、樹木や田畑、山の緑などへの配慮はとても重要な事項の一つです。

山々や田畑の緑などは、季節や見る距離によって見え方が異なりますが、一般的には、GY（黄緑）系を中心とした色相で、彩度4～6の中程度の色彩が多くなっています。そのため、建築物等の彩度を低く抑え、自然の色から突出しないような色彩とすることが望ましいと言えます。

5. 色彩基準の考え方

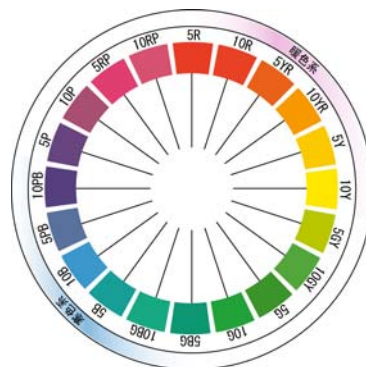
5-1. 色彩を表す尺度（マンセル値）について

「橿原市景観計画」では、日本工業規格のZ8721に定める「マンセル表色系」を用いて色彩を表します。

「マンセル表色系」は、色彩の表示方法の一種で、ひとつの色彩を「色相（しきそう）」、「明度（めいど）」、「彩度（さいど）」という3属性によって表現します。

(1) 色相

色相は、色みを表し、R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）・GY（緑黄）・G（緑）・BG（青緑）・B（青）・PB（紫青）・P（紫）・RP（赤紫）の基本10色相とその度合いを示す0から10までの数字の組み合わせで表します。



(2) 明度

明度は、明るさの度合いで、0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

(3) 彩度

彩度は、あざやかさの度合いで、0から14程度までの数値で表します。色みのないくすんだ色彩ほど数値が小さく、あざやかな色彩ほど数値が大きくなります。

色相によって最もあざやかな色彩の彩度値は異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

(4) マンセル値

これらの3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記します。有彩色は5YR6/8のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表します。

無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表します。



(5) マンセル値の測定方法

身近な色彩のマンセル値を調べるには、マンセル値の入った色票や色見本帳を使用します。調べたい色彩と最も近い色票や色見本帳のマンセル値を読み取ることで、色彩のマンセル値を測ることができます。



図 塗料用標準色見本帳
((社)日本塗料工業会発行)

5-2. 色彩基準の基本的な考え方

「橿原市景観計画」では、次の考え方により、色彩基準を定めています。

基本的な考え方	解説
自然の緑を阻害しない	彩度の基準は、自然の緑の彩度4～6以下を基本とします。
落ち着きある町並みを阻害しない	使用数の少ないR（赤）系を中心に彩度の基準を強化します。
地域ごとの特徴を守り育てる	地域ごとの景観特性を反映し、エリア区分ごとの色彩基準とします。
自然・住宅系の地区でより落ち着いた景観形成を図る	彩度の上限は、商業系・業務系より、自然・住宅系のエリアで厳しくします。
藤原宮跡から大和三山への眺望保全を重視する	大和三山眺望景観保全地区で彩度の上限を厳しくします。また、大和三山の緑にそぐわない明度の高い白色を規制します。
より遠くまで影響を与える屋根について、壁面よりも同等か厳しい基準とする	屋根については、遠方からの眺めを考慮し、壁面よりも彩度・明度の上限を厳しくします。

5-3. 適用除外

次のような場合には、一定の協議を経て、その色彩の合理性が確認できるものについては、色彩基準の適用の除外、緩和を検討することがあります。

(1) 独自の色彩景観形成が進められている地区

地区計画や伝統的建造物群保存地区制度などにより、一定の広がりの中で、地域特性をふまえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合

(2) 自然素材色を基調とした建築物等

木材や地場の石材、土壁、いぶし銀色の和瓦などの自然素材を使用する場合

(3) 他法令で色彩が規定されているもの

安全や識別しやすさの確保のために、他の法令によって、色彩が規定されている場合

(4) その他景観形成に資すると認められるもの

景観形成上重要かつ周辺とは異なる色彩を使用することが必要なものや、地域のランドマークとして市民に親しまれている場合 など

5-4. 色彩基準

「檀原市景観計画」では、「マンセル表色系」を尺度として、使用すべき色彩の範囲を下表のとおり定めています。

(1) 建築物の外壁・工作物等の基調色の色彩基準

建築物の外壁や工作物等については、各立面（外壁面）の5分の4以上を占める壁面の色彩（壁面基調色）を対象としています。基調色については、各エリアの色彩基準の範囲から選択する必要があります。

各立面（外壁面）の5分の1までの面積については、各エリアの色彩基準以外の色彩を使うことができます。

エリア区分		彩度										明度
		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	
一般地区	自然風致保全エリア	4以下	5以下	4以下	2以下						-	
	専用住宅地エリア	4以下	5以下	4以下	2以下						-	
	田園・住宅地エリア	4以下	6以下	4以下	2以下						-	
	沿道市街地エリア	6以下	6以下	4以下	2以下						-	
	商業業務地エリア	6以下	6以下	4以下	2以下						-	
保全地区 眺望景観	周辺景観保全エリア	4以下	5以下	4以下	2以下						8以下	
	遠望景観保全エリア	4以下	6以下	4以下	2以下						8以下	

(2) 建築物の屋根の色彩基準

エリア区分		彩度										明度
		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	
一般地区	自然風致保全エリア	2以下	3以下	3以下	2以下						5以下	
	専用住宅地エリア	4以下	5以下	4以下	2以下						5以下	
	田園・住宅地エリア	4以下	5以下	4以下	2以下						5以下	
	沿道市街地エリア	4以下	5以下	4以下	2以下						5以下	
	商業業務地エリア	4以下	5以下	4以下	2以下						5以下	
保全地区 眺望景観	周辺景観保全エリア	2以下	3以下	3以下	2以下						5以下	
	遠望景観保全エリア	2以下	3以下	3以下	2以下						5以下	

6. 一般地区の色彩景観形成

6-1. 自然風致保全エリア

(1) 色彩景観の現況

大和三山の周辺や郊外に広がる田園や丘陵等の自然景観やその周りの住宅地を含むエリアです。

田園や丘陵部の緑が景観の基調となりますが、昔からの白壁・瓦屋根の農村やベージュやクリーム色の壁面（低彩度のY R（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系が主）の戸建て住宅が多く、自然と調和したまとまりのある景観を形成しています。



(2) 色彩景観形成の考え方

檀原の風景の基盤となる田園景観、大和三山や貝吹山を中心とした自然景観を、その周辺地域とともに保全していきます。

集落や住宅地等については、白壁、和瓦等の伝統的な素材や現状の色彩を構成している低彩度のY（黄）系、Y R（黄赤）系等を基本とした色彩とし、自然の色に調和しない高彩度な色合いを避けることで、田園や自然景観の色を阻害しないように配慮します。

(3) 色彩基準

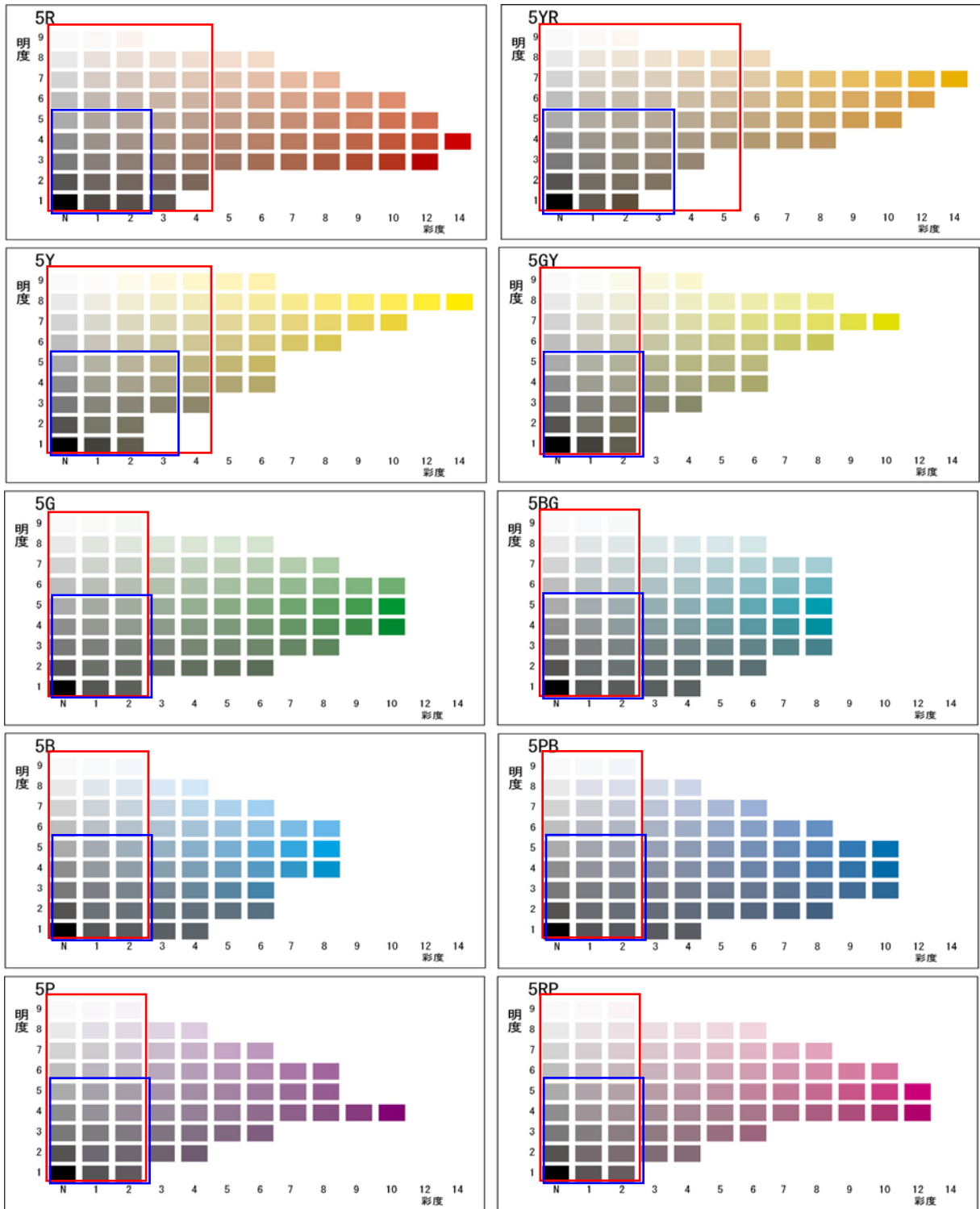
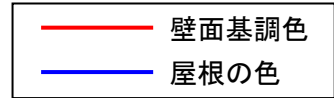
①建築物の外壁・工作物等の基調色

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	5以下	4以下	2以下							—
明度	制限なし										

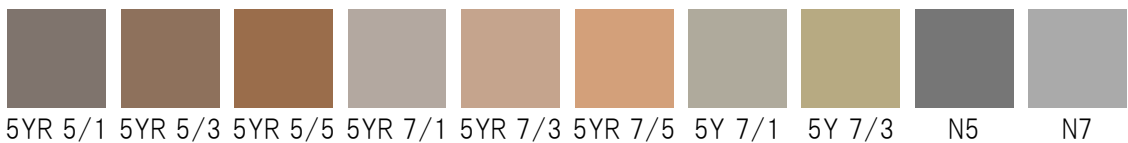
②建築物の屋根

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	2以下	3以下	3以下	2以下							—
明度	5以下										

③色彩基準のイメージ



④望ましい色彩の例（外壁）



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なります

6-2. 専用住宅地エリア

(1) 色彩景観の現況

白檀ニュータウンを代表として、主に計画的住宅地として開発されてきたエリアです。外壁は、ベージュやクリーム色（低彩度のYR（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系が主）の色彩となっています。

屋根は、一部に彩度の高い青色の瓦も見られますが、いぶし銀色の和瓦の屋根、もしくは黒いスレート葺きが多くなっています。

全体的には、落ち着いた暖色系の壁面と低彩度の屋根から形成されています。



(2) 色彩景観形成の考え方

住宅地・生活環境にふさわしい落ち着いた景観形成を目指します。

既存の町並みでよく使われているベージュやクリーム色を基調とした壁面、黒もしくはグレーの屋根にする等、個々の家の個性よりも、周辺の町並みとの連続性に配慮し、地域全体としてのまとまりある景観を形成していくようにします。

(3) 色彩基準

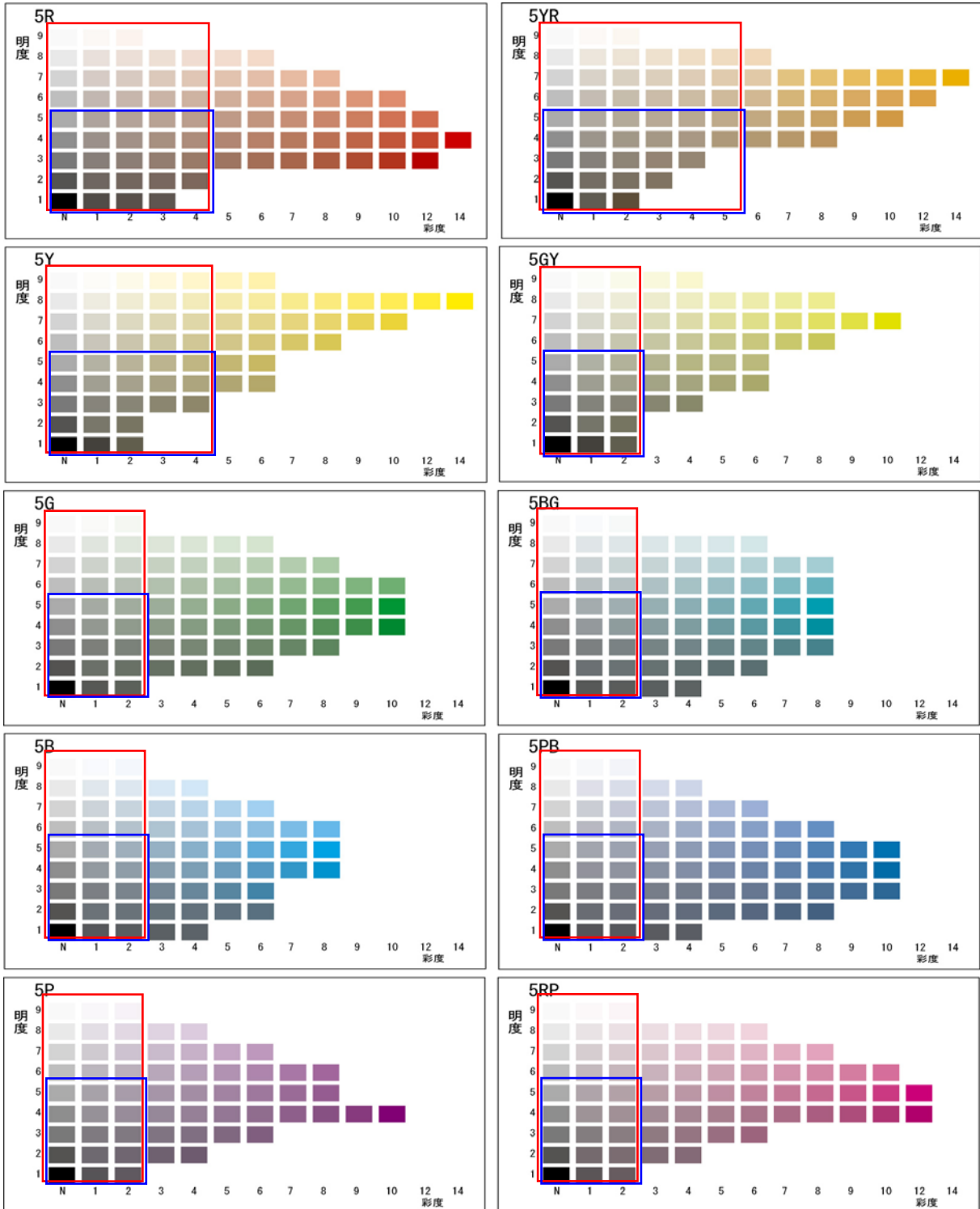
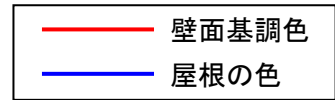
①建築物の外壁・工作物等の基調色

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	5以下	4以下	2以下							—
明度	制限なし										

②建築物の屋根

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	5以下	4以下	2以下							—
明度	5以下										

③色彩基準のイメージ



④望ましい色彩の例（外壁）



5YR 5/1 5YR 5/3 5YR 5/5 5YR 7/1 5YR 7/3 5YR 7/5 5Y 5/1 5Y 5/3 5Y 7/1 5Y 7/3

※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なります

6-3. 田園・住宅地エリア

(1) 色彩景観の現況

昔からの農村や田園地帯が市街化しつつあるエリアで、伝統的な農村集落や田畑、近年建設されたマンションなど様々な時代の建築物と田畑や駐車場などが混在しています。

一部に彩度の高い色彩の壁面も見られますが、低彩度のYR（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系の壁面が多く、ベージュやクリーム色の色彩が主となっています。

屋根は、いぶし銀色の和瓦の屋根から陸屋根まで多様な色彩・形態が見られます。



(2) 色彩景観形成の考え方

様々な土地利用や規模の建築物が混在するエリアですが、田園に調和した落ち着きとゆとりのある住宅地・生活環境としての景観形成を目指します。

昔ながらの農家や町家、寺社など、地域の歴史資源を活かすように、木材、石材、漆喰、瓦など、自然素材や伝統的な素材を用いて、周辺景観との一体化を図ることが大切です。

また、規模の大きい建築物や工作物は、景観への影響が大きいため、単調な壁面とならないように、形態や色彩を分節化するなどの工夫を取り入れることが必要です。

(3) 色彩基準

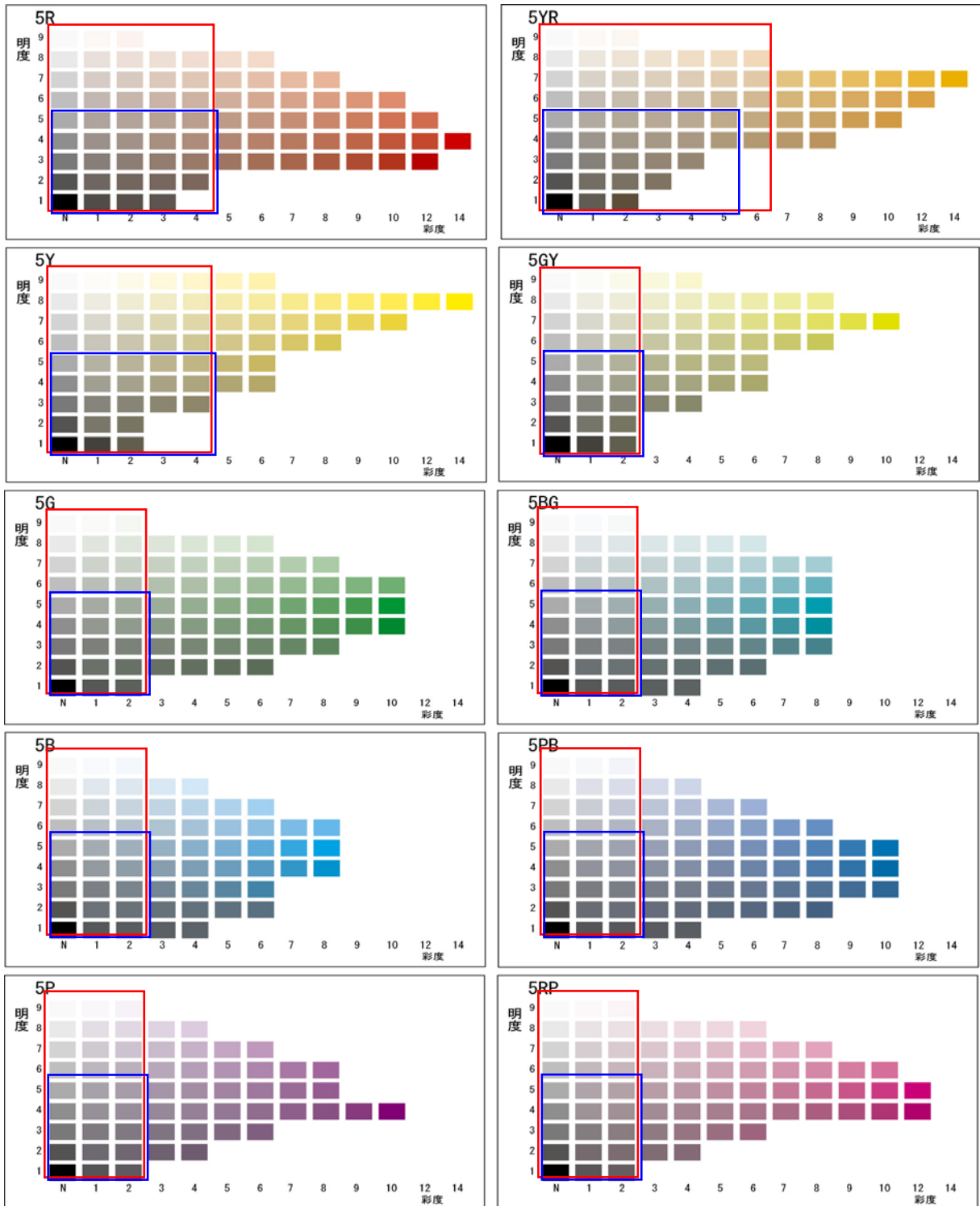
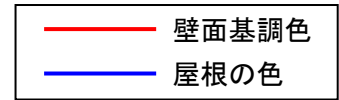
①建築物の外壁・工作物等の基調色

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	6以下	4以下	2以下							—
明度	制限なし										

②建築物の屋根

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	5以下	4以下	2以下							—
明度	5以下										

③色彩基準のイメージ



④望ましい色彩の例（外壁）



5YR 5/1 5YR 5/3 5YR 5/5 5YR 7/1 5YR 7/3 5YR 7/5 5Y 5/1 5Y 5/3 5Y 7/1 5Y 7/3

※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なります

6-4. 沿道市街地エリア

(1) 色彩景観の現状

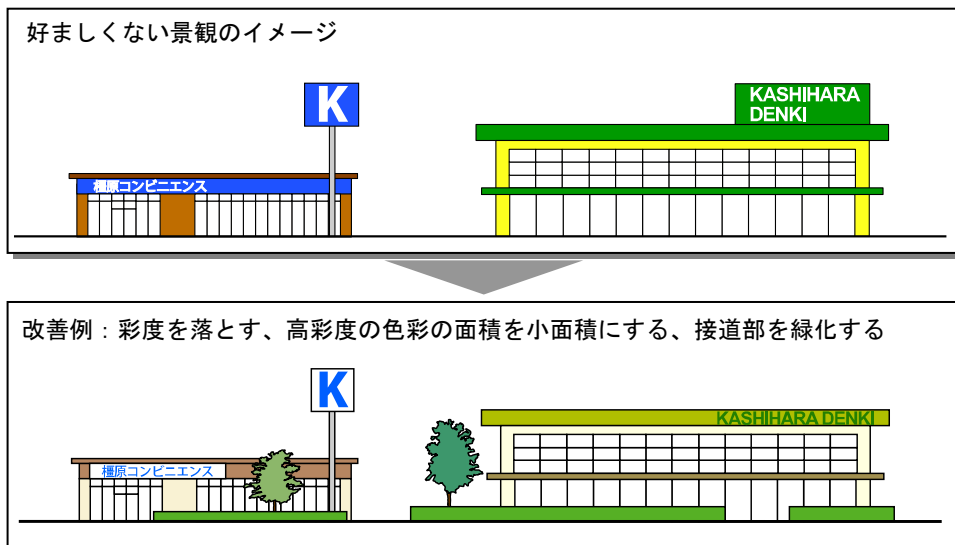
大規模な幹線道路沿道で、大規模な商業・サービス・工業施設等が立地し、自動車交通を中心として多くの人たちの目に触れる可能性の高いエリアです。

数は多くありませんが、R（赤）系、YR（黄赤）系、Y（黄）系、PB（紫青）系で彩度5を超えるような派手な色彩の壁面が点在しています。屋根もY（黄）系、B（青）系、PB（紫青）系で高彩度の色彩が見られます。これらの鮮やかな色彩は、町並みに変化と活気を与えるとともに、沿道の町並みとしては、統一感や秩序が欠ける景観となっています。

(2) 色彩景観形成の考え方

幹線道路の沿道は、多くの人が往来し、市の第一印象を決める場所です。直線的で見通しのきく場合も多く、遠望の山並みや田園風景などと一体となって、景観を構成する場合があります。

そのため、一定の変化や賑わいのある色彩は必要ですが、けばけばしい派手な色彩は避ける、外観に変化を与える鮮やかな色彩は低い位置にして、小面積のアクセントとして用いる、複数の色を使いすぎないようにするなど、活気と風格の両立への配慮が必要です。



(3) 色彩基準

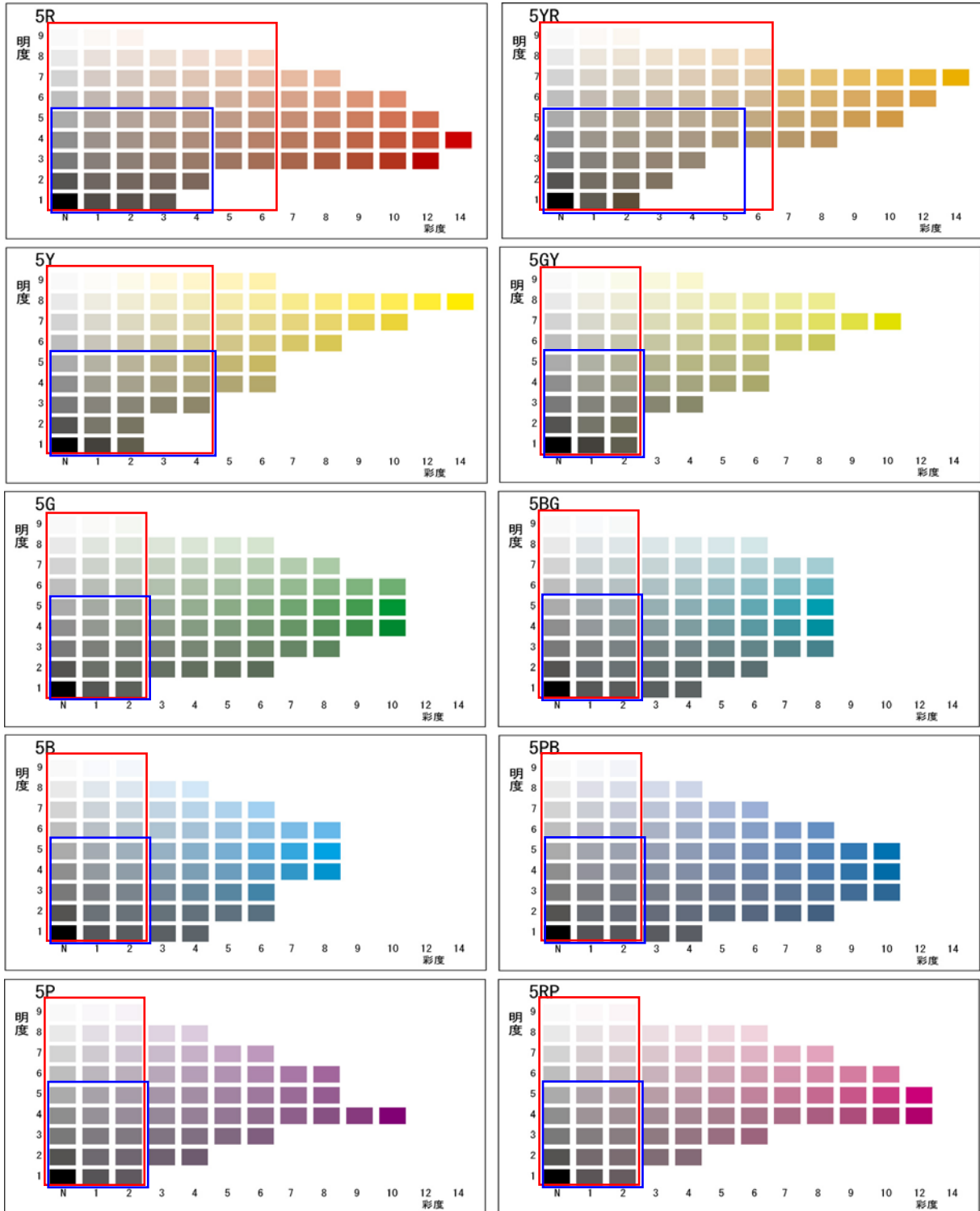
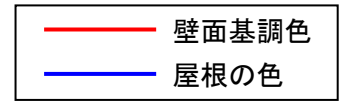
① 建築物の外壁・工作物等の基調色

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下							—
明度	制限なし										

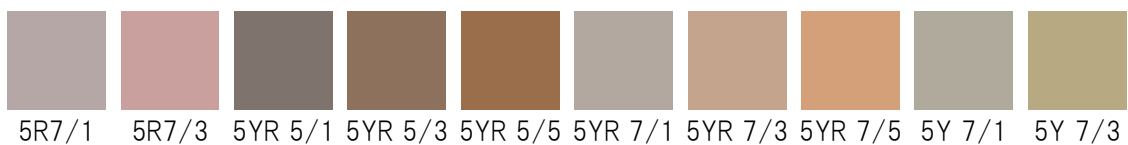
② 建築物の屋根

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	5以下	4以下	2以下							—
明度	5以下										

③色彩基準のイメージ



④望ましい色彩の例（外壁）



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なります

6-5. 商業業務地エリア

(1) 色彩景観の現状

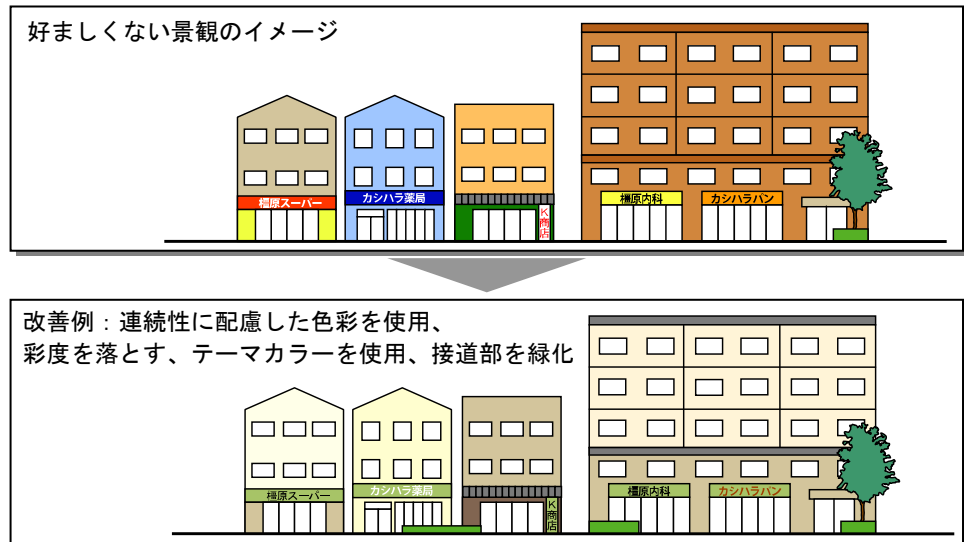
大和八木駅や橿原神宮前駅等の主要な鉄道駅周辺で、主として商業・業務施設が立地しているエリアです。

彩度3以下の低彩度のYR（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系といった暖色系の色彩が多く、一部の屋外広告物を除くと、派手な色彩はほとんど見られません。沿道市街地エリアと比べ、落ち着いた町並みとなっています。建築後時間を経た建築物の中には、経年変化等により、色あせた印象を与える場合も見られます。

(2) 色彩景観形成の考え方

市の玄関口であり、歩行者や自転車での移動が主となるエリアですので、高彩度な色は避け、訪れる人が心地よく感じる統一感とにぎわいのバランスのとれた景観づくりが必要です。

そのためには、現状の落ち着いた色彩を維持しつつ、町並みとしてのテーマカラーを決め、アクセントとして用いるなどの取り組みが考えられます。また、屋根や外壁の色彩は、周辺環境や建築物との連続性に配慮して決めることが重要です。



(3) 色彩基準

① 建築物の外壁・工作物等の基調色

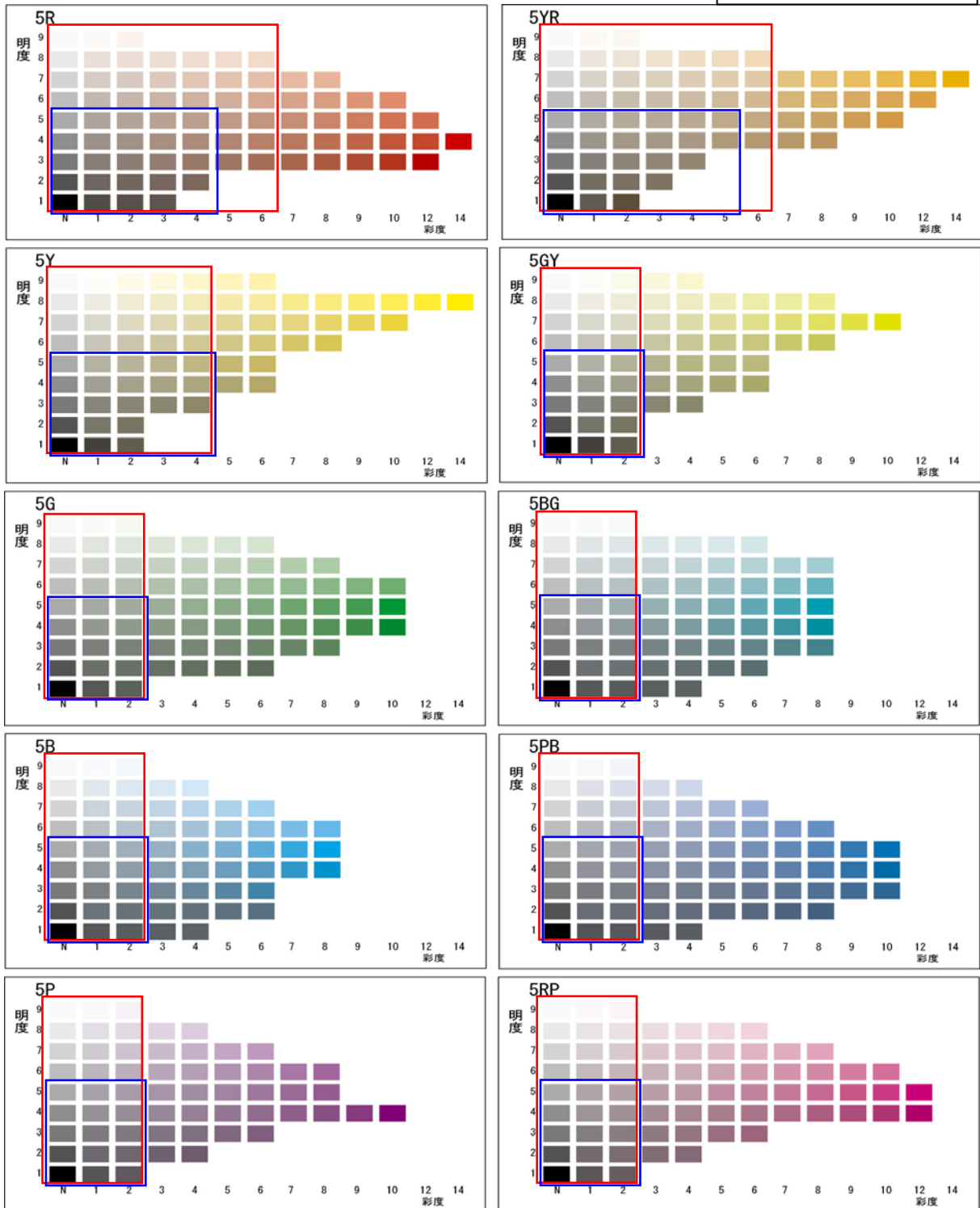
色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下							—
明度	制限なし										

② 建築物の屋根

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	5以下	4以下	2以下							—
明度	5以下										

③色彩基準のイメージ

— 壁面基調色
— 屋根の色



④望ましい色彩の例（外壁）



5YR 5/1 5YR 5/3 5YR 5/5 5YR 7/1 5YR 7/3 5YR 7/5 5Y 5/1 5Y 5/3 5Y 7/1 5Y 7/3

※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なります

7. 大和三山眺望景観保全地区の色彩景観形成

7-1. 周辺景観保全エリア

(1) 色彩景観の現状

藤原宮跡から大和三山（畝傍山、耳成山、香久山）への眺めを保全するために指定された「大和三山眺望景観保全地区」のうち、藤原宮跡の周囲約 500mの範囲のエリアです。伝統的な農村集落や田畑が多く、低彩度のYR（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系の壁面が多く、また、白壁や板壁などの伝統的な建材やいぶし銀色の瓦の屋根が多く、周辺の山並みや田園になじんだ景観が形成されています。



(2) 色彩景観形成の考え方

比較的低層で、良好な景観が形成されているエリアですが、藤原宮跡は眺めを楽しみに訪れる人も多く、見通しがきくため、農作業用の小屋等を含め、壁面・屋根の色彩は、大和三山をはじめとする周囲の山並みや田園風景との調和を第一に考える必要があります。

そのため、低彩度であるとともに、自然に対して、大規模な建築物が白く浮かび上がることがないように低明度に抑えることが重要です。また、自然素材や伝統的な素材を用いて、周辺の歴史的集落との調和を図ることが大切です。

(3) 色彩基準

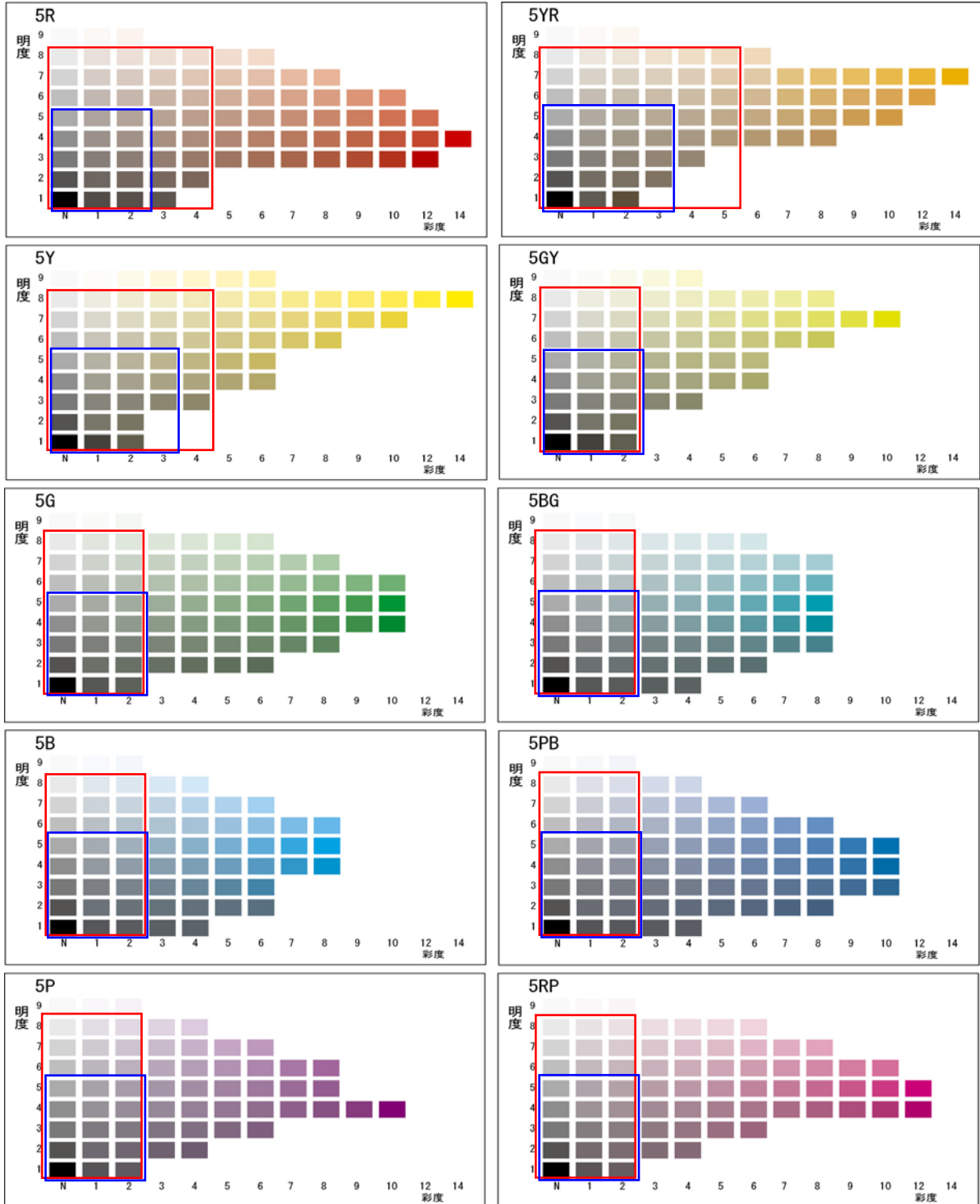
①建築物の外壁・工作物等の基調色

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	5以下	4以下	2以下							—
明度	8以下										

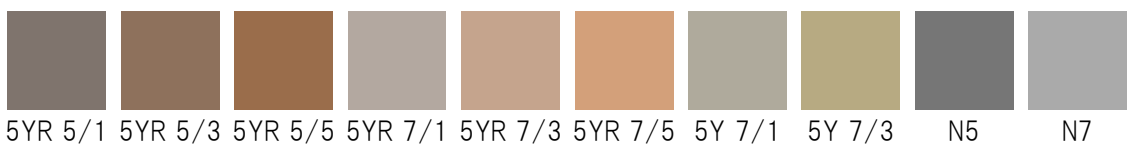
②建築物の屋根

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	2以下	3以下	3以下	2以下							—
明度	5以下										

③色彩基準のイメージ



④望ましい色彩の例（外壁）



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なります

7-2. 遠望景観保全エリア

(1) 色彩景観の現状

藤原宮跡から大和三山（畝傍山、耳成山、香久山）への眺めを保全するために指定された大和三山眺望景観保全地区のうち、「周辺景観保全」エリアと大和三山の間広がるエリアです。

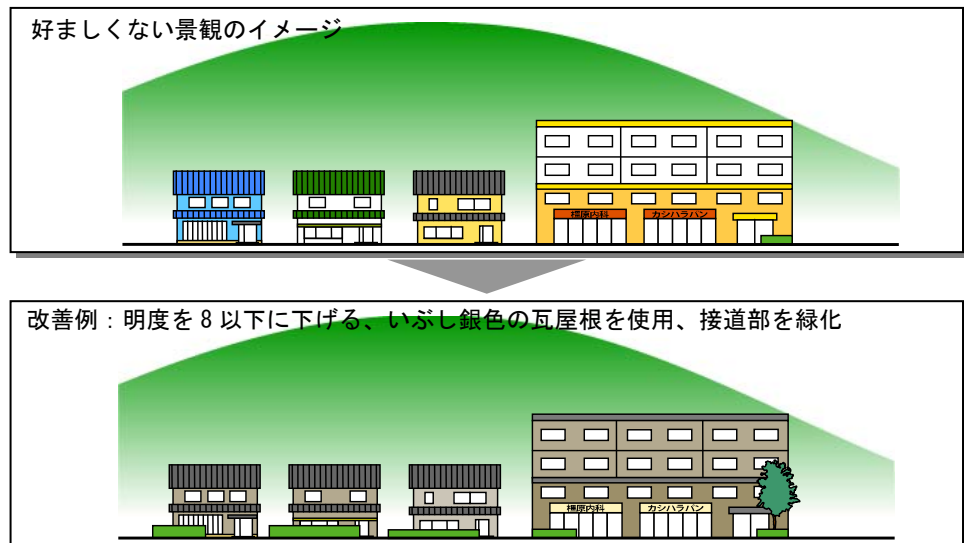
国道165号や169号といった広域幹線道路を含む広域なエリアですので、田畑、住宅や店舗など、様々な土地利用を含みます。

そのため、R（赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系、PB（紫青）系で、彩度7を超えるような高彩度の鮮やかな色彩が見られ、場合によっては、藤原宮跡から大和三山への眺めを阻害してしまうこともあります。

(2) 色彩景観形成の考え方

周辺の町並みとの連続性に配慮するとともに、藤原宮跡からの眺望についても配慮する必要があります。高層の建築物はもちろんですが、本市は平坦な地形で大和三山以外に起伏が少ないことから、低層の建築物であっても、藤原宮跡から視界に入ることがあります。

そのため、藤原宮跡から離れたエリアであっても、低彩度で、かつ大和三山などの山並みに対して、大規模な建築物が白く浮かび上がることがないように低明度に抑えることが重要です。



(3) 色彩基準

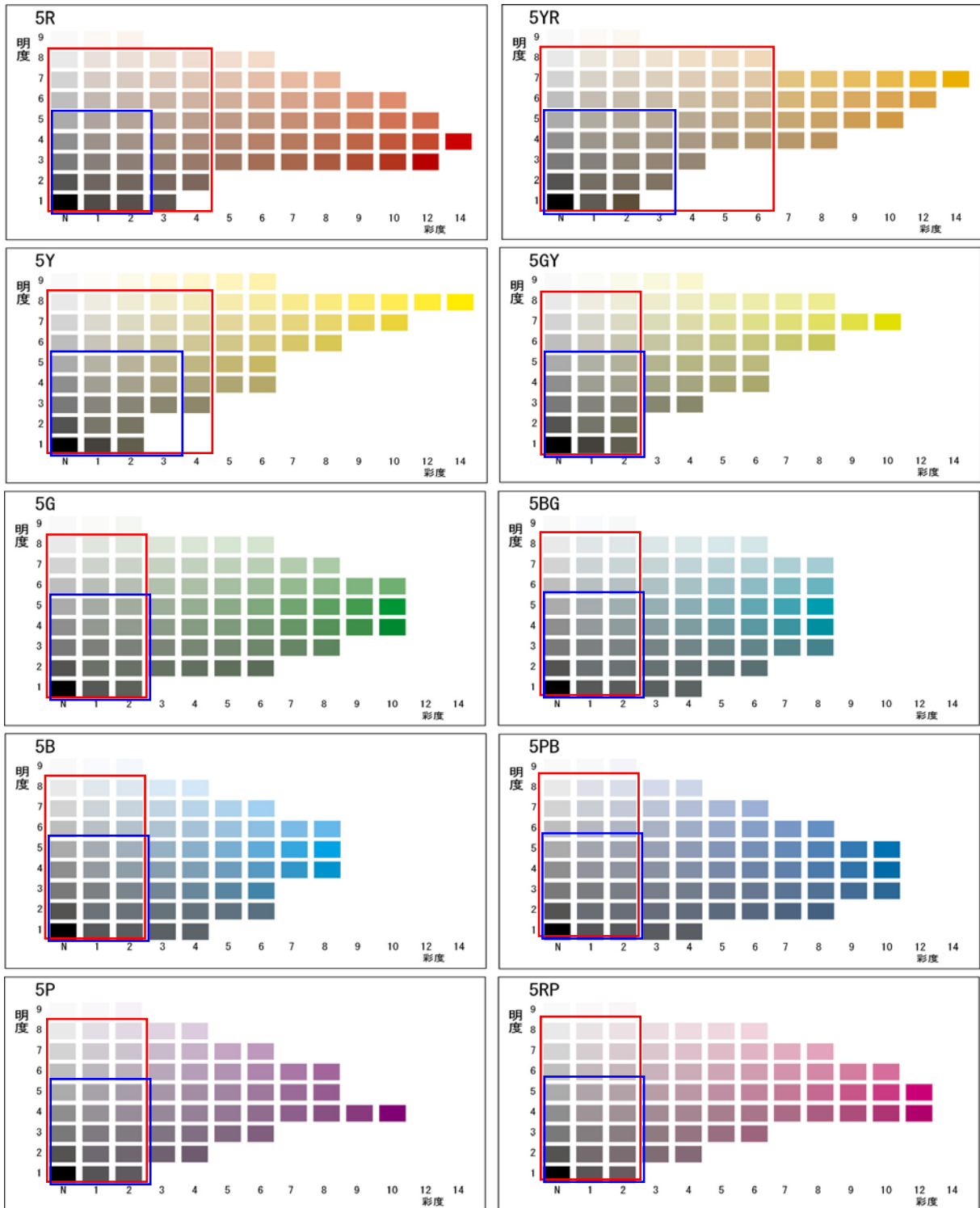
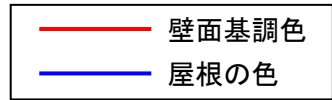
① 建築物の外壁・工作物等の基調色

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	4以下	6以下	4以下	2以下							—
明度	8以下										

② 建築物の屋根

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	2以下	3以下	3以下	2以下							—
明度	5以下										

③色彩基準のイメージ



④望ましい色彩の例（外壁）



5YR 5/1 5YR 5/3 5YR 5/5 5YR 7/1 5YR 7/3 5YR 7/5 5Y 5/1 5Y 5/3 5Y 7/1 5Y 7/3

※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なります

8. 屋外広告物における色彩景観形成

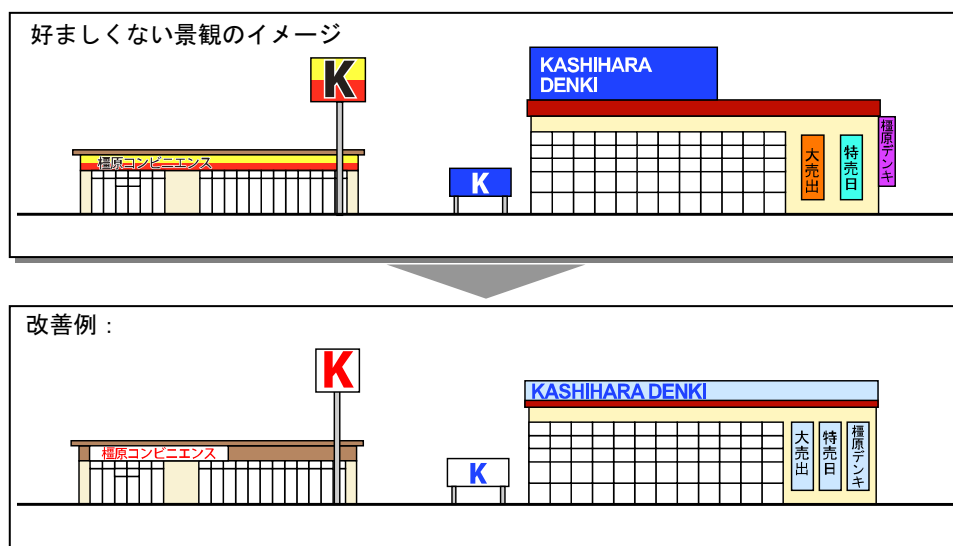
(1) 色彩景観の現状

幹線道路の沿道や鉄道駅の周辺には、多数の屋外広告物が設置され、賑わいや活気のある景観となっていますが、中には周辺の建築物や町並みにそぐわない派手な色彩や大規模なものが存在する場合や、多数の広告物が乱立するような場合が見られます。

(2) 色彩景観形成の考え方

派手な色彩の広告物が増えると、賑わいや活気を感じるとともに、けばけばしく落ち着いた印象を与えてしまいます。

一定の注視性は必要ですが、使用する色数を少なくする、色相は変えずに彩度・明度を落とす、高彩度の色彩の面積を最低限に抑える、広告物の大きさを統一するなどの工夫により、町並みとしてのまとまりを維持しながら、必要な情報を提供することができます。



(3) 色彩基準

①地色（背景・基調となる色彩）

色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	10以下	10以下	10以下	8以下							—
明度	制限なし										

②地色以外（文字・図柄等）

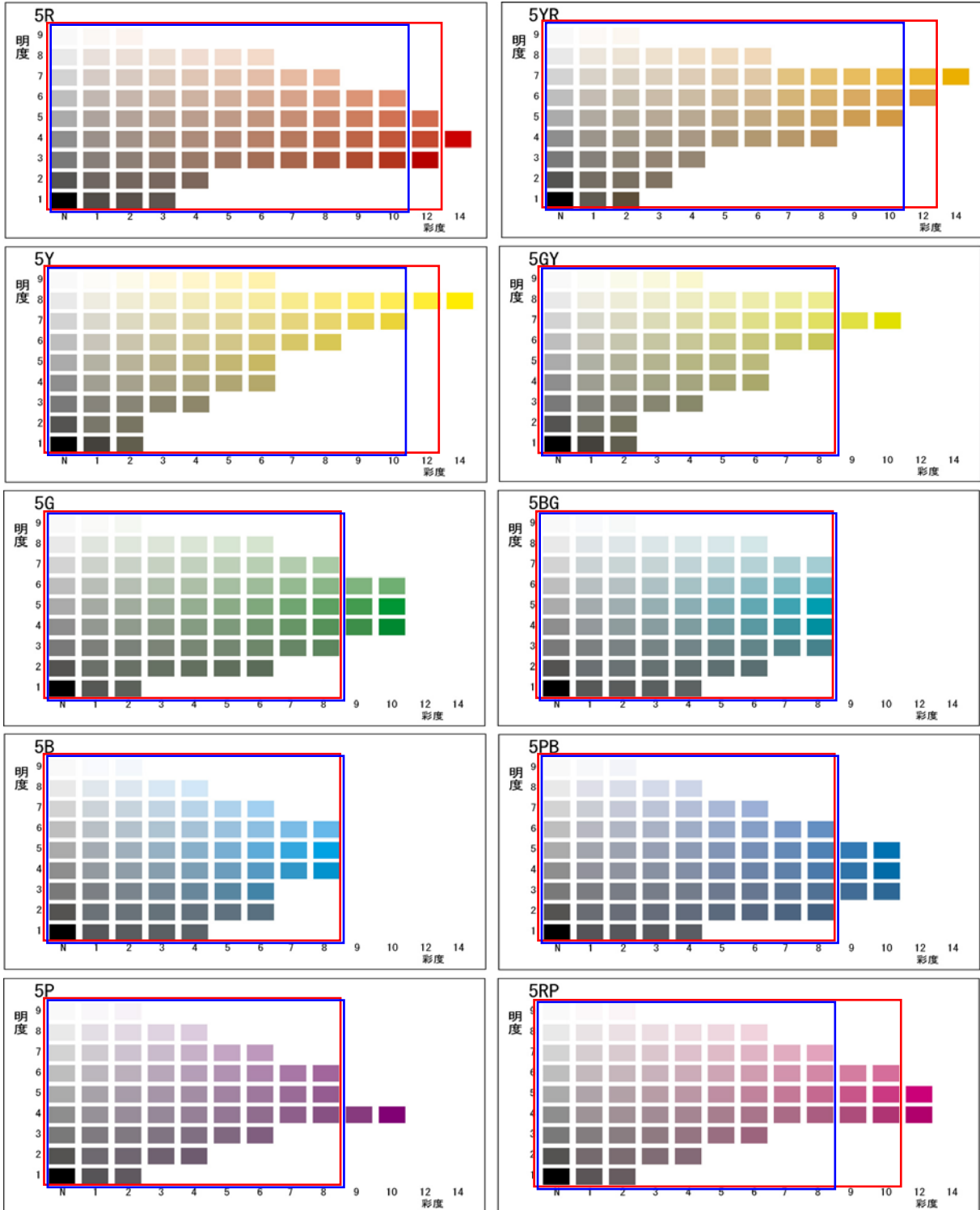
色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (緑黄)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (紫青)	P (紫)	RP (赤紫)	N 無彩色
彩度	12以下	12以下	12以下	8以下						10以下	—
明度	制限なし										

※基準を超える彩度の色彩の使用は 30%以下とする

※屋外広告物については、橿原市屋外広告物条例による手続きが必要です。詳しくは、橿原市のホームページか、窓口にお問い合わせください。

③色彩基準のイメージ

— 地色（背景・基調となる色彩）
— 地色以外（文字・図柄等）



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なります



9. 公共施設における色彩景観形成

(1) 景観づくりにおける公共施設の役割

公共建築物や道路、公園、橋梁などの公共施設は、多くの人が集まる交流空間として、また市民の生活と深く関わる拠点として、地域の景観の印象を大きく左右する要素になります。

そのため、公共施設を整備する際には、周辺景観との調和を図りながら、地域の景観の核となるような質の高いデザインとするなど、良好な景観形成の先導的役割を果たす必要があります。



(2) 色彩景観形成の考え方

① 親しみと愛着の感じられる色彩

公共施設は、不特定多数の人が利用するため、極端な好き嫌いが生じるような派手な色彩は避けるようにします。その際、周辺の景観と調和を図り、地域固有の自然や歴史などを考慮して、多くの人々が親しみや愛着を感じられる色彩とすることが大切です。

② 「地（背景）」としての色彩

公共施設は、まちの基盤として、長い間存在し続けるため、景観の「地（背景）」として、周辺の自然や町並みを引き立たせるようデザインする必要があります。

地域の自然の色、歴史的な町並みの色などに配慮して、違和感を与えない色彩とすることが大切です。

③ 関係機関との連携

色彩を含む公共施設の景観形成に関しては、行政内の他部署、他の行政機関、地域住民などと連携・調整を図り、整備する施設だけでなく、その周辺も含めた地域の景観としてデザインすることが大切です。

参考資料 色彩調査の概要

色彩基準等の策定については、市の色彩の現状を把握するため、現地調査を実施しました。以下に調査結果の概要を示します。

①壁面

- ・壁面の色相は、Y R（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系が多く、この3つの色相で全体の75%を占めています。
- ・R（赤）系、Y R（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系、PB（青紫）系では、一部に彩度の高い色がありますが、大部分は彩度3未満と低彩度にまとまっています。
- ・特に、低彩度のY（黄）系やGY（緑黄）系が多くなっています。クリーム色やベージュ色の低彩度の暖色を基調とした、落ち着いた町並みが形成されていることがわかります。

②屋根

- ・屋根の色相では、景観計画上は適用除外となるいぶし銀色の和瓦が基本となっています（全体の68.2%）。
- ・いぶし銀色の和瓦を除くと、色相は、Y R（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系、B（青）系、PB（紫青）系に集中しています（全体の79%がこの5色相）。
- ・彩度は、青緑の釉薬の瓦屋根の色であるBG（青緑）系、B（青）系、PB（紫青）系で一部高いものがあります、それ以外の色相では、概ね低彩度におさまっています。

③まとめ

- ・幹線道路沿道以外を除いて、白い漆喰壁、クリーム色や薄茶色の吹きつけ・パネルの壁面など、暖色系で低彩度の壁面をもつ建築物が大部分を占めています。
- ・幹線道路の沿道の一部には、R（赤）系、Y R（黄赤）系、Y（黄）系、GY（緑黄）系、PB（紫青）系で、高い彩度の色彩が見られます。数は多くないものの、建築物の規模が大きいことから特に目立つ存在となっています。
- ・屋根は、いぶし銀色の和瓦が約7割を占めています。それ以外の屋根では、高彩度の青緑瓦の屋根が点在するが、概ね落ち着いた色彩でまとまっていると言えます。

橿原市色彩ガイドライン

発行：橿原市 まちづくり部 緑地景観課
〒634-8586 奈良県橿原市八木町一丁目1-18 西館3階
電話：0744-47-3516（直通）
Eメール：ryokuchi@city.kashihara.nara.jp